

《履修上の留意事項》臨床実習の心得

１．臨床実習とその目的

臨床実習は、これまで基礎及び臨床の講義・実習等から得た知識を実際の診療に応用して、その経験から歯科医学の理解を一層深め、より完全なものにすることである。また、患者と接することにより人間的な修練を積み、地域社会の期待する歯科医師となる基礎を築くことを目的とする。

臨床実習では、単に患者の疾病を治療するだけでなく、患者の人格を尊重し、その健康と幸せの大切さを学ぶとともに、歯科医学の勉学に励み良識を養い、常に誠実に責任を果たすように努める。

２．実習期間等

(１) 臨床実習の実習期間は、第５学年前期から第５学年後期とする。

(２) 臨床実習の実習期間は、第６学年前期７週間とする。

(３) 履修状況の好ましくない者や、成果の不十分と認められた者は、教授会の議を経て再履修を命ずることがある。

(４) 実習時間は原則として次のとおりとする。

午前９時から午後５時まで。

土曜日・日曜日・祝祭日及び大学で定めた休日は、実習を休みとする。ただし、実習指導者の許可及び指導のもとに時間外に実習を行うことができる。

３．臨床実習施設

(１) 北海道医療大学歯科クリニック

(２) 北海道医療大学病院

(３) 学外臨床実習指定の病院、歯科医院

(４) 学外臨床実習指定の福祉施設等

(５) その他、臨床実習に必要と認められる施設

４．注意事項

(１) 一般的注意事項

１) 実習では学生らしく行動し、また、医道に反するような行為はとらないこと。

２) 実習中はすべて実習指導者の指示に従い、独断的な行動をとらないこと。

３) 実習前には、Ｂ型肝炎及び小児感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）ワクチン接種を必ず受けること。また、インフルエンザワクチン接種を必ず受けること。

４) 患者の診療上の秘密事項は、絶対に他人に漏らさないこと。

５) 実習施設内では、清潔を守り、静かに行動すること。

６) 口頭又は掲示によって伝達される事項は、忠実に守ること。

７) 実習中に使用した火気は、退出時に責任をもって消火すること。

８) 共用の機械・器具は大切に取り扱い、退出時には必ず清潔に手入れし、所定の位置にもどすこと。紛失・破損した時にはその旨を実習指導者に報告すること。

(２) 服装

１) 頭髪・手指・爪の清潔に努めること。頭髪は帽子に被われる程度に、ヒゲはきれいに剃り、また、口紅をおとす等患者に不潔・不快感を与えてはならない。

２) 実習中は診療衣（ケーシー上下、ケーシー上下＋長白衣）を着用し、正確にボタンをかけ、患者に接するときは決められた帽子及びマスクを着用すること。診療衣以外での診療室への入室は認めない。

３) 医療区域から出て、講義室、食堂、売店等に向かう場合は、ケーシーの上に長白衣を着用するか

(長白衣を着用して診療している場合は、新しい長白衣に着替えて)、私服に着替えて行くこと。

４) 所定のネームプレートをつけ、決められた院内靴を用いること。

５) 院内では所定の場所以外では飲食をしないこと。

(３) 患者との対応

１) 患者には懇切丁寧に対応し、不親切・無責任・怠慢などにより患者に迷惑をかけ信頼を失うことのないようにする。

２) 実習期間中は実習指導者の指導を守り、患者には診療内容を良く説明し、その理解と信頼を得るよう努力しなければならない。

３) 治療中に患者に異常を認めた時、及び事故の生じた時は、速やかに実習指導者に連絡し、その指導のもとに適切な処置を行うこと。自己判断による処置や、事故を隠すことは、更に大きな事故を招くことになる。

(４) 出欠・遅刻・早退

１) 実習には、担当患者の有無にかかわらず必ず出席し、実習指導者の指示を受けること。

2) 病欠又は事故のため欠席するときは、実習開始時間前に電話などにより歯学課に連絡し、登校の際速やかに欠席届を歯学課に届け出なければならない。連絡及び欠席届のない学生は実習態度不良とみなし、実習停止等を命ずる。

3) やむを得ない事情により、早退又は外出するときは、必ず実習指導者の許可を受けること。

《担当者名》教授／長澤 敏行 教授／古市 保志 教授／斎藤 隆史 教授／川上 智史 教授／越野 寿 教授／越智 守生
教授／舞田 健夫 教授／疋田 一洋 教授／志茂 剛 教授／奥村 一彦 教授／永易 裕樹 教授／村田 勝
教授／照光 真 教授／中山 英二 教授／會田 英紀 教授／飯嶋 雅弘 教授／齊藤 正人 教授／千葉 逸朗
教授／伊藤 修一
講師／川西 克弥 講師／村田幸枝